

へいせい ねん ど だい かい
平成 2 1 年度第 2 回

さつ ぼ ろ し し ょ う が い し ゃ し さ く す い し ん き ょ う ぎ かい
札幌市障害者施策推進協議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち すい ご かい
日 時 : 平成 2 2 年 3 月 1 7 日 (水) 午後 3 時 開 会

ば し ょ : さつ ぼ ろ し し か く し ょ う し ゃ じ ょ う ほう かい だ い かい ぎ し つ
場 所 : 札幌市視覚 障 が い 者 情 報 セ ン タ ー 2 階 大 会 議 室

1. 開 会

○事務局(天田 障 がい福祉課長) 本日は、お 忙 しい中をご 出 席いただきまして、ありがとうございます。

札幌市 障 がい福祉課長 的天田でございます。

議事に入りますまで、私 の方から司会を務めさせていただきたいと思 います。

定 刻でございますので、ただいまから、平成 2 1 年度第 2 回札幌市 障 害 者施策推進協議会を開催させていただきます。

まず、本 協議会 は会議を公開しておりますが、本日は傍 聴 の希望者 がお いませんでしたので、報告させていただきます。なお、会議の途中でもし傍 聴 者 があった場合 については、皆 さんの後ろの方に席をご用意させていただいておりますので、その場合 については傍 聴 者 があるかもしれませんので、その点もご 了 承 いただければと思 います。

それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきたいと思 います。

お手元の資料の中に配付資料一 覧 がございますので、これをご覧いただきながら確認 させていただきたいと思 います。佐川委員には、大変 恐 縮 でございますが、資料の 読み上げでご 了 解 いただければと思 います。

まず、資料 1 でございます。これは、全国厚生労働関係 部 局長会議、厚生分科会 の資料でございます。資料 2 は、障 がい福祉サービスに係る利用者負担額、移動支援 事業に係る利用者負担額の変更についてでございます。資料 3 が肝臓機能 障 がい の概要についてでございます。この三つまでが最近の国レベルの動きにつきまして情 報 提 供 をさせていただく資料でございます。続きまして、資料 4 が平成 2 2 年度予算 案 主 要 事 業 でございます。それから、資料 5 につきましては、資料 5－1 から資料 5－4 まで 4 種 類 ございます。一つ目は資料 5－1 になりますが、北海道 障 がい者 及び 障 がい児の権利擁護並びに 障 がい者 及び 障 がい児が暮らしやすい地域づくりの 推進に関する条 例 施行方 針 (案) でございます。資料 5－2 が、障 がい者 就 労 支援推進計画 (新・北海道 働 く 障 がい者 応 援 プラン) (素案) の概要でござい ます。資料 5－3 につきましては、条 例 本文でございます。資料 5－4 は、北海道

障がい者条例に基づく各委員会等でございます。ここまでの北海道障がい者条例に関する資料でございます。

よろしゅうございますか。

それでは、資料6につきましては、お手元に資料番号といたしまして資料6-1から資料6-3まででございます。まず、資料6-1は発達障がいの概念について表した資料でございます。続きまして、資料6-2は、A3判で折り込みになってございます。かなり小さな字で恐縮ですが、発達障がい支援施策の体系図でございます。資料6-3は、支援施策と関連事業でございます。それから、資料番号がついておりませんが、A3判横で折り込みになってございますが、ライフステージに応じた支援機関マップ（発達障がい）と書いたものがあると思います。最後に、本協議会の条例でございます。これは参考資料としてご用意をさせていただいております。

本日の配付資料は以上のおりでございますが、落丁等ございましたらお申し出いただければと思います。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

○事務局（天田障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、札幌市障がい福祉担当部長の村木よりごあいさつを申し上げます。

○村木障がい福祉担当部長 皆さん、こんにちは。

札幌市の障がい福祉担当部長の村木でございます。

本日は、本当にお忙しい中、障害者施策推進協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、目ごろから本市の障がい福祉行政の推進に多大なるご支援とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくための機関でございます。今回は、今年度第2回目ということで、国の障がい者制度改革の動向、障害者自立支援法の利用者負担軽減について、4月から新たに認定されることとなります肝臓機能障がいにつ

いて、札幌市の22年度の主要事業について、それから、発達障がい支援に関する施策につきまして、それぞれご審議いただくことになっております。

また、前回の協議会に引き続きまして、北海道障がい者条例につきまして、道庁の障害者保健福祉課から主査の豊枝様をお招きして、ご説明いただくことになってございます。さらには、本日の午前中に、障がい者による政策提言サポーターの皆さんが、上田札幌市長に平成21年度の政策提言書を提出し、市長と懇談しました。その報告についてもさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、障がい福祉に長年携わっておられる豊かな経験に培われたご見識や障がい当事者としての思いなどを通じまして、本市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

3. 委員紹介

○事務局（天田障がい福祉課長） それでは、ここで各委員の先生方をご紹介させていただきます。

前回、改選をさせていただきましてご紹介させていただきましたが、欠席をされた先生もいらっしゃいましたので、改めてご紹介をさせていただきたいと思っております。

お時間の関係もございまして、お手元に委員一覧をご用意させていただいておりますので、それをご覧いただければと思っております。所属につきましては省略をさせていただきます。お名前のみ、座席の順に時計回りにご紹介させていただきます。

まず、本協議会の会長であります田中耕一郎委員でございます。

会長代理であります浅香博文委員でございます。

池田啓子委員でございます。

遠藤英一委員でございます。

扇谷明美委員でございます。

大友芳恵委員でございます。

おおにしやういちいいん
大 西 洋 一 委 員 で ご ざ い ま す 。

おかい おりいいん
岡 五 百 理 委 員 で ご ざ い ま す 。

おしみひろこいいん
押見弘子委員でございます。

さがわとしきいいん
佐川俊樹委員でございます。

さとうよしおいいん
佐藤義夫委員でございます。

しばきあつこいいん
芝木厚子委員でございます。

しばたみつひろいいん
柴田光 博 委 員 で ご ざ い ま す 。

ちがいがいいん
千貝愛 委 員 で ご ざ い ま す 。

にしさがじねんいいん
西 坂 自 然 委 員 で ご ざ い ま す 。

にしのちさといいん
西野千郷委員でございます。

ひろおかひろしいん
廣 岡 博 委 員 で ご ざ い ま す 。

やまうち まゆみいいん
山 内 まゆみ 委 員 で ご ざ い ま す 。

よしだのぶこいいん
吉田信子委員でございます。

なお、あべますたろういいん
なお、阿部益太郎委員につきましては、本日、ご欠席とのご連絡をいただいております。

つづ
続 き ま し て、じむきよく
事務局を紹 介 させていただきます。

しょう
障 がい福祉担 当 部 長 の村木でございます。

じりつしえんたんとうかちよう もりした
自立支援担 当 課 長 の森下でございます。

しゅうろう そうだんしえんたんとうかちりちよう なりさわ
就 労 ・ 相 談 支 援 担 当 係 長 の成澤でございます。

じぎょうけいかくたんとうかちりちよう にしだ
事業計画担 当 係 長 の西田でございます。

ざいたくふくしかかりちよう こん
在 宅 福 祉 係 長 の今でございます。

いどうしえんたんとうかちりちよう しょうなか
移動支援担 当 係 長 の庄 中 でございます。

はったつしょう たんとうかちりちよう よしもり
発 達 障 がい担 当 係 長 の吉森でございます。

きゅうふかんりかちりちよう やすだ
給 付 管 理 係 長 の安田でございます。

また、ほんじつ
また、本日は、ご多忙のところ、ほつかいどうしょう
北海道 障 がい者保健福祉課の豊 枝 主 査 にお越 しいただいております。よろしくお願 ねが いいたします。

なお、しんぎじかん
なお、審議時間につきましては、午後 3 時から 5 時までの 2 時間を予定してございます

が、本日ご用意させていただきました資料と案件が多くございますので、時間を若干延長することもあるかと思ひます。その点につきましては、あらかじめご了承をちょうだいできればと思ひます。

それでは、今後の進行につきましては田中会長にお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

4. 議 事

○田中会長 田中です。よろしくお願ひします。

今年度第2回目で、最後の協議会ということです。国や道の方での障がい者施策の関する新たな動きもありまして、後ほど事務局の方から色々ご説明があると思ひますが、どうぞ皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、早速ですが、次第に沿って進めたいと思ひます。

議題の(1)国の障がい者制度改革の動向について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。

この件につきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

恐縮ですが、座らせていただきます。

資料1をご覧くださいませ。

下の方にページを打っているのですが、1枚開いていただいて1ページ目でございます。

昨年(きねん)の9月9日の連立政権合意(れんりつせいけんごうい)におきまして、障害者自立支援法(しょうがいしゃじりつしえんぽう)は廃止し、制度の谷間(たにま)がなく、利用者の応能負担(りようしゃのおのうふたん)を基本とする総合的な制度(そうごうてき せいど)をつくることとされています。今後、障がい者の方々(しょうがいしゃのかたがた)や事業者(じぎょうしゃ)などの現場(げんば)の方々(かたがた)を初め、さまざまな関係者(かんけいしゃ)のご意見(ごいけん)などを十分(じゅうぶん)に聞きながら検討(けんとう)を進めていくというふう(すす)にされております。

次の2ページの図(ず)もあわせてご覧(らん)いただければと思ひますが、網かけ(あみかけ)の上(うへ)の方に、内閣府(ないかくふ)に障がい者制度改革推進本部(しょうがいしゃせいどかいかくすいしんほんぶ)というものが設置(せつち)されてございます。その下(した)に、障がい

い者制度改革推進会議というものが開催されておりまして、今週の19日の金曜日に第5回目の会議が開催されることになってございます。会議の議事録などにつきましては、内閣府のホームページに掲載されております。

この新たな制度ができるまでの間、国の方で低所得（市町村民税非課税）の障がい者及び障がい児につきまして、障がい福祉サービス及び補装具に関する利用者負担を無料にすることとしてございまして、この無料化の詳しい説明につきましては次の議題でご説明させていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○田中会長 現在動いております国の障がい者制度改革の動向についてご説明いただきましたが、何かご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○田中会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の（２）障がい者自立支援法の利用者負担軽減について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（安田給付管理係長） 給付管理係長の安田でございます。

利用者負担の軽減につきましては、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2をご覧くださいませでしょうか。

資料2の一番上に「障がい福祉サービス・移動支援事業利用者各位」と書かれておりますが、これは利用者様向けに作成いたしました案内文でございます。昨年の12月に、国の方から、市町村民税非課税世帯につきましては、障がい福祉サービス及び補装具利用者についてはゼロ円にするという通知がございまして、ことしの4月から、障がい福祉サービス、いわゆる介護給付費、訓練等給付費と言われるものについては非課税世帯ゼロ円、さらに、補装具費についても非課税世帯の方をゼロ円とさせていただくものでございます。

これに加えて、市町村事業でございます移動支援事業並びに日常生活用具につきましても、札幌市は非課税世帯ゼロ円という形にさせていただきたいと考えているものでございます。その理由といたしましては、移動支援事業並びに日常生活用具

給付事業は、市町村事業ではございますが、国の法定サービスに極めて類似したサービスであるということを踏まえまして、無料化にすることにいたしましたものでございます。現在、議会において審議をいただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○田中会長 利用者負担軽減についてご説明をいただきました。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○佐川委員 視覚障害者福祉協会の佐川といいます。

この非課税の方の利用者の負担が無料ということは、国の通達が12月と今おっしゃいましたけれども、私どもも前からそういう話は耳にはしておったのですが、それが地域におりてきて、また、さらに各事業所などにおりてくる文書が3月付で、その間が2カ月もあるのですが、この4月から始まるのに3月に文書が来て、我々事業所としましては、利用者に通知とかいろいろな連絡事がある場合に文書の到達が本当におそろいような気がします。これは一つの要望ですが、通達があつて、できれば札幌市の対応を早くして、事業所関係の方に早目に通知をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中会長 今のご要望ですけれども、安田係長から何かございますか。

○事務局(安田給付管理係長) それでは、私からその手続等についてご説明させていただきます。

国の方から非課税世帯を無料にする方向だという形で通知が来たのがたしか12月でございます、正式な通知がたしか2月だったかと思えます。それを受けて、私どもの方でも議会に提案をさせていただく手続をとるものですから、どうしても時期がずれ込む形になってしまうものでございます。実際に、政令案につきましては、いまだパブリックコメントが終わった直後だと思えますので、時期をこれ以上さらに早めるのはなかなか厳しい現状にでございます。今後の制度改正につきましてはできるだけ速やかに行いたいというふうには考えておりますけれども、国との情報等のやりとりについても一定の時間がどうしてもかかってしまうところをご了承いただければと考えております。

○佐川委員 手続上はわかりました。でも、ある程度、事前に情報は入ると思いますので、決定次第、通知ということはよくわかるのですが、それらの情報について少しでも情報を早目にいただきたいと思います。

○事務局(安田給付管理係長) わかりました。以後、できるだけ速やかに市民周知、事業者周知に努めてまいりたいと思います。どうぞご了承ください。

○田中会長 佐川委員、よろしいですか。

○佐川委員 はい。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。ご質問やご意見はございますでしょうか。

負担軽減は利用者にとってはよいことだと思いますので、制度改革ということでもいいかと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○田中会長 それでは、次の議案に移りたいと思います。

(3)の肝臓機能障がいについて事務局からのご説明をお願いします。

○事務局(今在宅福祉係長) 在宅福祉係長の今と申します。

私から、肝臓機能障がいについて説明させていただきます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料3になります。昨年、12月に厚生労働省の方から身体障がい者福祉法施行令及び施行規則の改正がありまして、施行令では、肝臓機能障がいについては身体障害者福祉法施行令が定める身体障害者手帳の交付対象となる身体障がい者肝臓の機能を追加することで改正法令がなされております。それを受けて、都道府県、指定都市において平成22年4月から身体障害者手帳に肝臓機能障がい者を加えるということで、私ども札幌市の方でも4月1日から身体障害者手帳に肝臓機能も加えることとなっております。

まず、この身体障害者手帳なのですが、手帳の交付によってさまざまな福祉サービスや制度の利用が可能ということで、今回の肝臓機能障がいの追加についてはどの

ような方が対象になるかということ、重い肝臓機能障がい（かんぞうきのうしやう）を（わづら）に（にちじやうせいかつ）日常生活に支障（ししやう）を来（きた）している方や、肝臓移植（かんぞういしよく）を受け、抗免疫療法（かうめんえきりやうほう）を行っている方が対象（たいしやう）となります。肝臓機能の障がい（かんぞうきのうしやう）の原因（げんいん）は、例えばウイルス性肝炎（せいかんえん）やアルコール性肝炎（せいかんえん）など原因（げんいん）を問わないこととしております。検査（けんさ）の結果（けっか）、医師（いし）の診断（しんだん）をもとに都道府県（とどうふけん）、指定都市（していとし）で認定（にんてい）を行うこと（おこな）になります。

検査（けんさ）は、肝臓機能の改善（かいぜん）の可能性（かのうせい）のある積極的治療（せっきよくてきちりやう）の実施（じっし）とアルコールを6カ月以上（いじやうせつしゆ）摂取（じやく）していないことを条件（じやうけん）に行（おこな）いますので、医師（いし）の指示（しじ）に基づき（もと）、受診（じゆしん）や服薬（ふくやく）、断酒（だんしゆ）などの生活（せいかつじやう）上の管理（かんり）を適正（てきせい）に行（おこな）う必要があること（ひつよう）になります。

具体的な認定（ぐたいてき）の基準（にんてい）（きじゆん）ですが、資料3（しりやう）の肝臓機能障がい（かんぞうきのうしやう）の捉え方（とら）の下（かた）の方に、これは国際分類（こくさいぶんるい）ですが、肝機能障がい（かんきのうしやう）重症度分類（じゆうしやうどぶんるい）、Child-Pugh（ちいルドーパグ）分類（ぶんるい）というもの（な）があります。その中（なか）で、例えば肝性脳症（かんせいのがうしやう）（ふくすい）、腹水（けつせい）、血清アルブミン（けつせい）、プロトロンビン（そう）、総ビリルビン値（ち）（てんすうか）といったようなものを点数化（てんすうか）して、グレードC（いじやう）以上のものを点数化（てんすうか）して、それぞれ1級（きゅう）から4級（きゅう）というふう（ぶんるい）に分類（かたち）になります。

ちなみに、手帳（てちやう）の1級（きゅう）では、肝臓機能障がい（かんぞうきのうしやう）により（にちじやうせいかつかつどう）日常生活活動（にちじやうせいかつかつどう）がほとんど（ふかのう）不可能（きよくど）なもの、2級（きゅう）については、肝臓機能障がい（かんぞうきのうしやう）により（にちじやうせいかつかつどう）日常生活活動（にちじやうせいかつかつどう）が極度（きよくど）に制限（せいげん）されるもの、3級（きゅう）につきましては、肝臓機能障がい（かんぞうきのうしやう）により（にちじやうせいかつかつどう）日常生活活動（にちじやうせいかつかつどう）が著（いちじる）しく制限（せいげん）されるもの、4級（きゅう）につきましては、同じく肝臓機能障がい（かんぞうきのうしやう）により（にちじやうせいかつかつどう）日常生活活動（にちじやうせいかつかつどう）が著（いちじる）しく制限（せいげん）されるもの（な）となっております。

具体的な認定（ぐたいてき）の基準（にんてい）（きじゆん）ですが、1級（きゅう）の手帳（てちやう）につきましては、Child-Pugh（ちいルドーパグ）分類（ぶんるい）の合計点数（ごうけいてんすう）が10点（てん）以上（いじやう）であって、血清アルブミン（けつせい）、プロトロンビン時間（じかん）、総ビリルビン値（ち）（こうもく）のうち、1項目（こうもくいじやう）以上（いじやう）が3点（てん）の状態（じやうたい）が90日（にちいじやう）以上の間隔（かんかく）を置（お）いた検査（けんさ）において連続（れんぞく）して2回（かい）以上（いじやう）つづくこと（きゅう）、2級（きゅう）についても、Child-Pugh（ちいルドーパグ）分類（ぶんるい）が10点（てん）以上（いじやう）で、先（さき）ほど言（い）ったような状態（じやうたい）（おな）が同じく90日（にちいじやう）以上（いじやう）、2回（かい）以上（いじやう）つづくということで、1級（きゅう）と2級（きゅう）については、各項目（かくこうもく）で5項目（こうもくいじやう）以上（いじやう）が1級（きゅう）、3項目（こうもくいじやう）以上（いじやう）が2級（きゅう）（な）となっております。

以下（いか）同様（どうよう）にChild-Pugh（ちいルドーパグ）分類（ぶんるい）の合計点数（ごうけいてんすう）によって、3級（きゅう）、4級（きゅう）とい（きじゆん）った基準（きじゆん）により（とうきゆう）等級（わ）を分（わ）けること（な）となります。ちなみに、肝臓移植（かんぞういしよく）を受けた方（かた）の場合（ばあい）、

抗免疫療法を必要とする期間中は、こういった検査にかかわらず1級と認定されることとなります。

次に、身体障害者手帳の取得方法ですが、札幌市の場合であれば、区役所の福祉担当窓口にご相談していただき、申請書、診断書の様式を受け取ります。その後、札幌市が指定する医師、指定医の診断を受け、診断書に記入してもらい、この申請書と医師からの診断書、意見書に写真を添えて、各区役所相談窓口の方に申請していただきます。その後、審査によって身体障害者手帳の交付となりますが、既に札幌市においては3月1日より肝機能障害の申請を受け付けておりまして、手帳の交付は4月1日、来月1日から交付することとなっております。

次に、この身体障害者手帳を受けてどのようなサービスがあるかということですが、一つ目には、自立支援医療である更生医療や育成医療をこの手帳の交付によって申請することが可能となります。また、重度障害者医療費助成ということで、所得によって制限があるのですが、本人自己負担分の何割かの助成制度があります。そのほかに、ホームヘルプサービスやショートステイなど障害者自立支援法に基づく福祉サービスの利用が可能となる場合があります。また、1級で特に絶対安静が必要な方は、特別障害者手当などを受ける場合があります。そういったサービスが手帳の取得によって受けられる場合があります。

以上が、肝臓機能障害によって身体障害者手帳を交付することが4月から可能になったという概要でございます。

○田中会長 身体障害者の内部障害の範囲が拡大したということで、肝臓機能障害の認定まで広がったということですがけれども、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○佐川委員 ちょっと質問をさせていただきます。

この4月から肝臓障害の手帳の交付が始まるということですが、まず、3月1日から現在までの申請者はおるのかどうか、それから、4月以降、交付される肝臓障害の方の人数はどのくらいいるのかということを考えていらっしゃいますでしょうか。

○事務局（今在宅福祉係長） 3月1日から申請を受け付けておりますが、現在のところ、各区の方にどれぐらいの申請があるかということまではまだ把握しておりません。

ちなみに、適用になる方が全国で約5万人ぐらいいと言われているとしまして、正確な数字は把握しておりませんが、道内では約1,500人ぐらいが肝臓機能障がいでの手帳の要件に該当するのではないかと推測はされています。ですから、道内1,500人の中で札幌市分がどのくらいかは、今後、申請の結果、認定が認められて手帳が交付されてから人数の把握ができるかなという状態ですが、先ほども申しましたように、一定期間の状態が90日以上続くということで、2回ほど検査を受けて、それで初めて特定されるという形になっているので、実際に手帳を交付される方は、いきなり4月からというよりは、ある程度の期間を置いてから検査の結果が出て手帳が交付されるという形になると思います。

先ほどご説明しましたように、肝臓移植をして抗免疫療法をしている方は直ちに1級と認定されるのですが、道内で肝臓移植ができる病院は北海道大学附属病院だけと聞いておりますので、実際のところ、該当する方は少ないかと思えます。ですから、今後どれくらい認定されるかによって数字が報告されると思います。現在のところ、申し訳ないのですが、まだ申請数や手帳の交付数については把握していないところでございます。

○佐川委員 詳しく、ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

私から聞いてもいいですか。

手帳をとったら自立支援医療と福祉サービスの対象とおっしゃったのですけれども、障害基礎年金の対象にもなっているのですか。

○事務局（天田障がい福祉課長） 私からご説明させていただきます。

年金関係につきましては、身体障害者手帳制度とはリンクしておりませんで、労働能力の減退度によりまして認定されるという仕組みになっておりますので、現在も肝臓

機能障がいにより年金を受けることは可能です。これは、障害基礎年金にしても障害厚生年金にしても同じです。

参考までに、今回、肝臓機能障がい認定対象となった背景を申し上げますと、実は、これは薬害肝炎の訴訟が全国的にございました。これについては、旧政権下では和解ということになっておりましたが、その補償の一つとして原告団から強く求められていたのが、この身体障害者手帳についての認定の関係でございます。その中で、どういった方々を対象としていくのかということについては、この肝臓機能障がい、いわゆる肝炎の患者は全国で大体300万人から500万人いると言われております。身体障害者手帳の交付数は全国で300万人ぐらいですから、同数ぐらいの肝炎患者がいるということになります。

すべての方々を認定することにはならないというのが一つと、もう一つは、中にはアルコール性の依存症による方もいらっしゃいます。節制をすれば、肝臓自体はかなり回復力があるということですから、この回復力がほとんど衰えてしまった末期状態、これが実はChild-Pugh分類のグレードCと云うのですが、この方々を対象として認定しようということになっています。さらに、その中で身体障害者手帳制度自体は障がいの原因を問わず認定するという仕組みになっておりますので、薬害ということだけではなく、その他の要件につきましても該当する場合は認定することになっています。

先ほどの繰り返しになりますが、札幌市内でどれぐらいいらっしゃるのかということになりますと、これは医療機関にお尋ねしてもわからないというのが現状です。推計で、全国で大体3万人ないし5万人ぐらいが対象になるだろうと言われておまして、人口で割り返しますと、北海道の対象者が1,500人くらいかと思えます。そうしますと、札幌市の人口は道内人口の3分の1ですので、大体500人ぐらいが対象となり得るのではないかと考えています。既に肝移植を北海道大学で受けられた方、また、その他の基幹病院で受けられた方も札幌市内にかなりいらっしゃいますので、その方々については基本的に認定できるかと思っています。

ちょっと余談も入りましたが、以上です。

○田中会長 ありがとうございます。よくわかりました。

ほかにいかがでしょう。

○浅香委員 身体障害者手帳は、基本的に有効期限というものはあるのでしょうか。身体障がいではないと思うのですけれども、精神などではありますね。そういう形で、治療も考えられなくはないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○事務局(天田障がい福祉課長) 現在の身体障害者手帳の認定制度は、症状が固定したということだけではなくて、永続する場合も対象となり得ますが、やはり、状況によりまして変動するということも当然あります。それは、年齢的な要素とか、発病してから、治療後の期間、治療経過にもよるということになります。そういったことから、中には有期認定という形にさせていただいている方も相当数いらっしゃいます。制度的には昭和59年10月からそのような形になっていますが、この肝臓機能障がいにつきましても、最終的には主治医のご判断ということもある程度はあると思いますが、基本的には、1回認定をすればずっとということではなくて、症状の軽快の可能性がある場合については有期認定ということもあり得ます。肝臓の移植をした場合については、いわゆる抗免疫療法という療法を行うこととなりますが、これは腎臓の透析の患者が腎移植をした場合も同じなのですが、体内に異物が入りますので拒否反応が起きます。それを防ぐための療法なのですが、これを継続する限りにおいて身体障害者手帳の認定の対象となり得るということになります。では、これがいつまでかという、一生ということになりますので、肝移植を行った方については、基本的には有期認定というよりは無期ということになるのかなと思いますが、その後の状況の変化によりましては手帳の等級の変更ないし返還ということはあるかと思えます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにご質問はございますか。

○佐川委員 肝臓のこととはちょっと違う質問をさせていただきたいのですが、今、身体障害者手帳の話が出ました。身体障害者手帳は、今後、いろいろな個人情報も入ったりして問題があるとかいろいろな話がありまして、今の国の会議の中で、い

ずれカード式の手帳に変わるというお話をちらっと聞いているのですが、そういうふうになるのでしょうか。

○事務局(天田 障がい福祉課長) 現政権下のマニフェストの中で、現在の手帳制度を廃止し、社会参加カードを発行するというふうになっておりますが、現在の制度でも障がいによる認定のアンバランスもありますし、身体障がい者についても、すべての身体部位について認定しているわけではないことから、今の制度自体もかなり改善を必要とするのではないかというご意見はあります。その中で、新しくでき上がるであろう社会参加カードは、直ちにではなくて数年間をかけて検討するというふうに聞いておりますけれども、これがどういう目的でどのような方に対してどのように利用されるのかということについては、実は私どもにも情報がほとんどない状況でありまして、今後の議論になっていくと思います。

現政権下では、現在の認定だけではなくて、難病や発達障がいも含めた谷間のない障がい者施策をつくっていくという観点でのご議論もあるように聞いておりますので、そういった観点でつくられていくのかなというふうに思います。そういった面では、これからということになります。

○佐川委員 わかりました。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中会長 それでは、この件については終了させていただきます。

では、議題の(4)平成22年度予算案における主要事業について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。

私からご説明したいと思います。

資料に入ります前に、一般会計予算の概要につきまして若干ご説明をしたいと思っております。

札幌市の平成22年度一般会計予算は、8,229億円、前年と比べますと34

9億円の増となっております。これは、経済雇用対策や福祉に関する費用が増えたことなどによるものでございます。この一般会計予算のうち、障がい福祉に関する予算は416億円、前年と比べますと67億円の増となっております。

それでは、資料4をもとにご説明していきたいと思っております。

上の方の四角い枠で囲っております中に事業の一覧と金額が載っておりますが、真ん中より下の絵がかいてある四角の枠で囲ったところを中心に、主な事業についてご説明していきたいと思っております。

まず、左下の四角にあるパーソナルアシスタンス事業ですが、約1億8,300万円でございます。これは、重度の障がいの方の地域生活の一部を地域の方々を初めとする有償ボランティアが支える仕組みを構築しまして、介助制度の充実を図るものでございます。また、利用者及び介助者の支援を行うためのサポートセンターを開設することとしております。

続きまして、右側の障がい者交通費助成制度でございます。約2億6,200万円でございます。前回の協議会で見直し案につきましてご審議いただいたところで、その案どおり決まったものでございます。

なお、詳細につきましては、次のページ以降にパンフレットを2種類ほど付けてございますので、後ほどご確認いただければと思いますが、このパンフレットは、手帳所持者全員に対して周知を目的として配布したパンフレットでございます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。

上の段でございますが、地域活動支援センター就労者支援型運営補助として約2,700円です。その隣に、障がい者相談支援事業として約2億300万円でございます。

まず、地域活動支援センターの方でございますけれども、これは2カ所から3カ所に1カ所増設するものでございます。また、隣の障がい者相談支援事業につきましては、事業所を現行の14カ所から15カ所に1カ所増やすものでございます。

その下に行きまして、元気ショップ等拡充整備として約6,300万円でございます。皆さんご案内のとおり、元気ショップが大通駅コンコース内にはございますが、そ

の元気ショップの売り場面積を拡大することと、JR札幌駅構内にごさいます「福祉ショップいこ〜る」の改装を行うものでごさいます。これによりまして、市内すべての作業所の製品が販売可能になるというものでごさいます。

続きまして、その隣の元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業でごさいます。

これは、清掃や印刷などの役務サービスに従事する障がい者の工賃の増を図るために営業活動や受注調整を行うアウトソーシングセンターというものを設置して運営するものでごさいます。これは、約2,200万円の事業でごさいます。

次に、一番下の梓でごさいますけれども、地下鉄中の島駅エレベーター整備、東札幌駅エレベーター整備として約6億1,500万円でごさいます。これによりまして、23年度に地下鉄のすべての駅にエレベーターを設置できるというものでごさいます。

また、隣に行きまして、誰もが歩きやすい歩行空間ネットワーク創出事業、地区センター改修、厚別副都心地区街づくり事業、これを合わせて約20億4,000万円でごさいます。これは、歩道のバリアフリー化や、新発寒地区センターのエレベーターの設置、あるいは副都心地下鉄新さっぽろ駅のエレベーター設置などに係る費用でごさいます。

以上、簡単ではごさいますが、22年度の障がい福祉に関する事業のご説明となります。

○田中会長 ありがとうございます。

来年度の予算案での主要事業ということで説明をいただきました。

今の件につきまして、何かご質問、ご意見等にごさいますでしょうか。

○千貝委員 質問ですけれども、1ページのパーソナルアシスタンス事業というのは、いつごろから利用できるようになりそうなのでしょうか。

○事務局（安田給付管理係長） 利用は、4月1日からできるようになります。もう既に申し込みいただいている方もいらっしゃると思います。

○千貝委員 区役所で聞けばいいのですか。

○事務局（安田給付管理係長） 本庁までお電話をいただければと思います。

○千貝委員 わかりました。

○田中会長 ほかになにかご質問はございますでしょうか。

○浅香委員 余計なことなのでしょうけれども、昨日か一昨日の新聞に、屯田の施設の火事の関係で、スプリンクラーを札幌市独自の予算でつけるというふうに載っていたのですが、この予算というのは、当初から組んでいた予算なのですか。一定の平米数以上の施設にかかわるもののことですね。

もう一個、ついでに伺います。今、パーソナルアシスタンス事業のことを言われましたけれども、有償ボランティアの募集などの手だてというのは、現在、既に始まっていることなのかどうなのかも含めてお願いしたいと思います。

○事務局（森下自立支援担当課長） それでは、今のご質問に私からお答えしたいと思います。

スプリンクラーの整備補助ということで、こちらの予算の方にも載ってございます。これは、国の方の経済対策ということで、21年度から23年度の3年間の事業の中で、災害に強い安全なまちづくりということの中で、福祉施設などの耐震化やスプリンクラーの整備をしていくということでございます。昨年の4月に消防法令が改正になりまして、スプリンクラーの整備が275平米以上で、また、重度の障がいの方が多く入っていらっしゃる、障害程度区分4以上の方が8割ぐらい入っていらっしゃる施設ということで、国から補助金が出て、それを道の方で基金として積み立てまして、それぞれの市町村で各施設の移行などを調査した上で予算化して上げているものでございます。スプリンクラーの整備で言いますと、7カ所の施設について手を挙げていただきまして、22年度から整備をしていくということで予定しております。

今回の北区の老人のグループホームの火災を受けてのスプリンクラーの整備という部分につきましては、老人のグループホームでも、別途、こういったようなスプリンクラーの整備というのは既に22年度に予定はされているのですが、そこからこぼれ落ちているような対象外の細かいところについてもやはり必要なのではないかということの中で、札幌市としても国の方に要望していくということがまず1点です。

あとは、国の動向も見ながら、札幌市としても独自な取り組みができないかというこ

とを市長の方でも考えていきたいということを先日の記者会見でお話ししたというようにになっております。

ですから、今回ここに載せておりますスプリングラー整備というのは、もともと予定されていたもので、条件がいろいろある中で手を挙げていただいて、国の方で半分を見ていただいて、札幌市が4分の1、また、法人の方で4分の1を自己負担するというような中身になってございます。

それから、パーソナルアシスタンス制度の募集ですけれども、まず、こういったことをやりますよということで広報さっぽろの3月号にご案内をしております、今月の26日と29日には、介助者になりたいという方への説明会を開催する予定としております。これは重度訪問介護サービスを受けていらっしゃる方が対象になりますので、このサービスを受けている方については個別にこの制度の周知ということでご案内文を差し上げて、3月15日には説明会も開催させていただいております。また、利用してみたいという方に対する説明会を19日にも開催することにしております。

どちらにしても、介助者となってくれる方がたくさん手を挙げていただかないとなかなかこれは難しい部分がありますので、周知については、今、各町内会でも個別に回覧をお願いするようなことで、会長さんの会議とかにも出向いていきましてお願いしているということと、大学の学生なんかにもぜひやっていただきたいという希望があるものですから、大学の方にもいろいろと働きかけをしたり、地域の方でいきますと、町内会の回覧、それから民児協、民生委員のところとか、福まちの方にも、こんなことをやるのでぜひよろしくお願ひしますという周知も手がけているところです。

○浅香委員 ありがとうございます。

せっかくこういう制度が始まりますので、私も、おとしの、災害のときのどうしたらいいかという市長にあげた(政策提言サポーター制度の)提言書の委員の1人だったのですけれども、せっかくこういういいものが災害時に、地域の身近な方が多いでしょうから、助け合うという方向性も一つではなくて、余りいろいろなことをお願いしてボランティアのなり手が少なくなっても困りますけれども、何とかそういうこともタイアップしていけるような方向づけでお願いしたいと思ひます。どうもありがとうございます

ざいました。

○田中^{たなか}会長^{かいちょう} ご要望^{ようぼう}を一つ^{ひと}いただきました。

ほかに来年度^{らいねんど}の予算案^{よさんあん}に基づく主要事業^{しゅようじぎょう}について何か^{なに}ご意見^{いけん}、ご質問^{しつもん}はございますでしょうか。

○山内^{やまうち}委員^{いん} 私^{わたし}も意見^{いけん}というより要望^{ようぼう}なのですけれども、私^{わたし}は、娘^{むすめ}が重度訪問^{じゅうどほうもん}なものですから、15日^{いちにち}の説明会^{せつめいかい}にお邪魔^{じゃま}させていただきました。その中^{なか}で、皆^{みな}さんが期待^{きたい}もすごたくさんあり、そして不安^{ふあん}もありということをお話^{おんかい}の中^{はなし}でたくさん聞^きかれていて思^{おも}いますので、そのときにもお話し^{はなし}したのですけれども、やはり、せっかくこういういい制度^{せいど}を札幌市^{さっぽろ}独自^{しどくじ}で考^{かんが}えていただいたので、これで決まりですよという物事^{ものごと}ではなくて、その中^{なか}でいろいろと不都合^{ふつごう}があれば、そこをまた皆^{みな}さんで改善^{かいぜん}されていけるような柔軟性^{じゅうなんせい}のある制度^{せいど}にしていきたいと思います^{おも}いますので、よろしく願^{ねが}いします。

○事務局^{じむきょく}（森下^{もりした}自立支援担^{じりつしえんたん}当^{とう}課長^{かちょう}） パーソナルアシスタンス制度^{せいど}は、利用^{りよう}してみたいという方^{かた}への説明会^{せつめいかい}を15日^{いちにち}に行^{おこな}いまして、その中^{なか}でもいろいろなご質問^{しつもん}があったり、ご要望^{ようぼう}をいただいたりしております。この制度^{せいど}は、札幌市^{さっぽろ}が独自^{どくじ}で、それも障^{しょう}がいのある方々^{かたがた}といろいろ議論^{ぎろん}しながら、何^{なん}とかこんなようなことができないのかということ、来年度^{らいねんど}からやっていこうということになっておりまして、今^{いま}、ガチガチに決めるというよりは、やりながら、こんなところを実態^{じたい}としてこういうふうにやった方^{ほう}がより使いやすいよとか、そういう声^{こえ}をぜひまたいただきながら、よりよいものにしていきたいと思^{おも}っておりますので、そういった声^{こえ}もどんどん聞^きいていながら、最初^{さいしょ}からガチガチにこうでなければならぬと決めますと動きがなかなかとれなくなるということもあります。この制度^{せいど}の特^{とく}徴^{ちよう}としては、やはり、障^{しょう}がい者^{しや}の方^{かた}が自分^{じぶん}で決めるということ^きを全面的^{ぜんめんてき}におし出して^{おしだ}いって、普通^{ふつう}の行^{ぎよう}政^{せい}のサービスで言^いいますと、もっといろいろなことをカチカチに決めて、さあ、どうぞというのが通例^{つうれい}ですけれども、これはやはり、障^{しょう}がい当事者^{とうじしや}の方^{かた}からいろいろな意見^{いけん}を聞^きいた中^{なか}で、自分^{じぶん}たちで決めたんだというようなことを随分^{ずいぶん}言^いわれておりますので、できるだけ自己決^{じこけつ}定^{てい}ができるような仕組み^{しく}ということで考^{かんが}えています。ただ、やっていく中^{なか}でいろいろな課題^{かだい}も出てくると思^{おも}いますので、それについ

ては、またお知恵^{ちえ}をいただきながら一緒^{いっしょ}に考えて^{かんが}いって、よりよいものにしていきたいと思^{おも}っておりますので、またいろいろとお知恵^{ちえ}を貸^かしていただきたいと思^{おも}いますのでよろしくお願^{ねが}いいたします。

○田中^{たなか}会^{かい}長^{ちやう} ありがとうございます。

では、西坂^{にしき}委員^{かいいん}、お願^{ねが}いします。

○西坂^{にしき}委員^{かいいん} このパーソナルアシスタンス制度^{せいど}の有^{ゆう}償^{しょう}ボランティアのお仕事^{しごと}の中身^{なかみ}はどういったことになるのでしょうか。

○事務局^{じむきょく}（森下^{もりした}自立支援^{じりつしえん}担当^{たんとう}課長^{かちやう}） これは、重度^{じゅうど}の身体^{しんたい}の障^{しょう}がいのある方々^{かたがた}が重度訪問介護^{じゅうどほうもんかいご}サービスという国^{くに}で決められたサービスを受け^うていらっしゃるのですけれども、札幌市^{さっぽろし}としては時間数^{じかんすう}で決^きめているのです。それが、重い障^{しょう}がいのある方^{かた}にとってみると、まだ介護^{かいご}サービスが足り^たりないとか、もっと延^のばしてほしいというご要望^{ようぼう}があったり、事業所^{じぎょうしょ}からヘルパーに來^きていただいている中^{なか}で、ローテーションで変わ^かっていくため、重い障^{しょう}がいのある方^{かた}にとっては、自分^{じぶん}の障^{しょう}がいの特^{とく}徴^{ちやう}をわかってくれている人^{ひと}がずっと通^{かよ}ってきてくれて、安定^{あんてい}したサービスを受け^うけたいとか、希望^{きぼう}がいろいろとあるわけです。その中^{なか}の一つとして、時間数^{じかんすう}を延^のばすということは、限^{かぎ}られた財源^{ざいげん}の中^{ちゆう}で今^{いま}でも札幌市^{さっぽろし}としてはかなりの持ち出し^{もちだし}をしてやっている中^{なか}で、現^{げん}実^{じつ}的^{てき}になかなか難^{むずか}しいという課題^{かだい}があります。その中^{なか}で、例^{たと}えばヘルパーの資格^{しかく}がなくても、介助^{かいじょ}の中身^{なかみ}にはいろいろなものがありますので、資格^{しかく}にこだわらず、例^{たと}えば地域^{ちいき}の方々^{かたがた}とか、学生^{がくせい}とか、障^{しょう}がいのある方^{かた}のお手伝い^{てつだ}をしたいという方^{かた}がいれば、そういった方^{かた}に介助者^{かいじょしゃ}となつてもらえないだろうかということが発端^{はつたん}なのです。ですから、介助^{かいじょ}の中身^{なかみ}というのはさまざまになります。重度訪問介護^{じゅうどほうもんかいご}の中^{なか}でやっております身体介護^{しんたいかいご}、家事援助^{かじえんじょ}や掃除^{そうじ}、あるいは夜間^{やかん}の見守り^{みまも}とか、水分補給^{すいぶんほきゅう}をすとか、いろいろなことが考^{かんが}えられます。どんなことをやってもらうかというのは、あくまで障^{しょう}がいのある方^{かた}と介助者^{かいじょしゃ}との契^{けい}約^{やく}になりますので、そこでお話^{はな}し合^あいをして、こうい^{ねが}うことをお願^{ねが}いしたいのです、わかりました、やりましようとお互^{たが}いに合意^{ごうい}があつて契^{けい}約^{やく}をしていただくことになりますので、このあたりも、どんなサービス^{ないよう}の内容^{ないよう}なのかということもガチガチに我々^{われわれ}の方^{ほう}で決^きめないで、あくまでも当事者^{とうじしゃ}間^{かん}で話^{はな}し合^あつて決^きめていただくというスタンスでおり

ます。ただ、重度訪問介護サービスを補完する役割になりますので、重度訪問介護サービスの中身を逸脱したようなサービスは当然想定しておりませんが、個々の中身について当事者と話し合っ、こんな介助をしてほしいんだという中で契約していくことになると思います。

○西坂委員 ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

佐川委員、お願いします。

○佐川委員 この有償ボランティア制度は、確かにいいことなのだろうと思いますが、札幌市が金を出すからやってくれという姿勢もあるのかもしれませんが、地域の障がい者とかかわりをもっと拡充する政策にしていきたいのです。金に任せてやることではなくて、例えば、視覚障がい者のことを言って悪いのですが、今、ごみが有料化になって、視覚障がい者がごみを出しにいくといっても、実を言うと、本当に大変です。もっと言うと、ガイドヘルパーを使ってお金を出してでもごみをステーションまで持って行ってほしいという要望もあります。その中で、町内会を中心として障がい者世帯の状況を把握して、例えば今言ったようなごみを、特に札幌は冬場が大変です。ごみステーションだつて消えてなくなるときもあります。そのような状況の中で、各町内会を初めとする札幌市の障がい者に対する助け合い、その対策を本当に重点的にやってほしいと思って、要望いたします。

○田中会長 ありがとうございます。

今の佐川委員のご要望に関して、何かございますか。

○事務局（森下自立支援担当課長） 今、佐川委員の方から大変貴重なご意見をいただいたと思っております。パーソナルアシスタンス制度は、やはり、地域のお力を借りながら、障がいのある方を支えていくという中の選択肢を増やすということの一つの取り組みでございます。これは、身体に障がいのある重度の方から強い要望を受けて進めるということですので、この点はご理解いただきたいと思います。それとは別に、やはり、地域の中で障がいのある方と地域との交流がないというのも現実でございます、我々の調査によっても、地域の方とほとんど交流がない方が半分以上

いらっしゃるというアンケート結果も出てございます。ですから、ふだんから地域の中で
ご近所の方と触れ合えるというか、そういったことが、障がい者の理解というか、促進
していくために我々もいろいろな手だてをしていかなければいけないと思っております。
そういうことを課題として受けとめながら、いろいろなことを考えて、お知恵もいただ
きながら進めていきたいと思っております。

○田中会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中会長 もしおありでしたら、また後で、その他のところでお受けしたいと思
います。

では、次の議題に進ませていただきたいと思いますと思いますが、(5)北海道障がい者条例
について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(天田障がい福祉課長) それでは、議題の5番目になりますが、北海道障
がい者条例につきましては、昨年に開催いたしました協議会の中で、北海道障
がい者条例の趣旨を中心といたしまして、北海道障がい者保健福祉課の小畑
主幹にお越しいただきまして、概要のご説明をちょうだいいたしました。今回は、4
月にこの条例が本格施行を迎えます。この本格施行に向けて、最近、条例の施行
方針やガイドライン等について、もう一つは、働く障がい者応援プラン、いわゆ
る就労支援についてのプランですが、これらが明らかになってまいりました。最新の
情報といたしまして、本日、北海道障がい者保健福祉課の担当主査の豊枝様
にお越しいただきましたので、最新情報を提供していただければと考えております。

それでは、よろしく願いいたします。

○北海道(豊枝障がい者保健福祉課主査) 北海道保健福祉部福祉局障がい者
保健福祉課で条例の担当をしております豊枝と申します。どうぞよろしく願
いいたします。

今ご説明いただきましたように、いよいよ4月から北海道障がい者条例が
全面的に施行されるということで、現在の取り組みの状況、それから、4月以降、

どんなふうになるのかということを中心にご説明させていただきます。

座ってご説明させていただきます。

ご承知のとおり、この条例は、議員提案によりまして昨年の3月に成立し、4月から全面的に施行するということで、昨年は14圏域におけるタウンミーティング、あるいは関係団体との意見交換会を行いまして、多くの参加していただいた道民の方からご意見をいただいております。条例に基づく主な施策については、ただいまお話しがありましたように、暮らしやすい地域づくり、就労支援、権利擁護と大きく三つの柱があるわけですが、その施策について有識者会議を設置いたしまして、協議、検討をしていただいております。会長の田中先生にも加わっていただいております。

その有識者会議で取りまとめたものが、本日、資料としてお配りさせていただいております資料5-1の施行方針（案）、それから、資料5-2の障がい者応援プラン、こちらは概要ということで短縮したものを本日は用意させていただいておりますけれども、これについてパブリックコメントを2月中旬まで実施いたしましたので、そこでいただいた多くのご意見を必要に応じて反映させていただいて、年度末をめどに最終的に決定するという運びになっております。

本日は、その三つの主な施策について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料5-1をご覧くださいと思います。

大きく、Iの基本方針とIIの今後の施策等の展開ということで記載しております。今後の施策等の展開については、条例の章ごとに権利擁護、暮らしやすい地域づくり、そして就労支援というぐあいに、それぞれ施行方針ということで記載しております。ここでは、暮らしやすい地域づくりの取り組みである市町村に対するガイドラインをご覧くださいと思いますが、8ページをご覧くださいと思います。

これは、北海道障がい者条例の第22条、第23条で市町村が取り組むことが望ましい事項についてガイドラインをつくることにしておりまして、具体的にその項目についても条例の中に記載をしているものであります。条例の全文については資料

5-3に用意させていただいておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

8ページをごらんいただきますと、一番左が項目となっております。1番目のところに相談支援体制の確保と書かれております。この項目が、市町村が実施することが望ましいものとして条例に記載されているものになります。この相談支援体制の確保に向けてどのような目標を立てて、どのような目指す姿を想定するのかというのが、右側の欄に書かれている目指す姿になります。さらに、その目指す姿を実現するためには具体的にどのような機能を持ったらいのかということで、これも幾つか項目を立てて記載しております。これが第23条のガイドラインとして道として各市町村にお示しをし、このガイドラインに沿って各市町村が中心となって地域づくりを進めていただきたいというものになります。

ガイドラインとしては11ページまでになりますが、12ページをごらんいただきたいと思います。

4ページにわたる内容で、項目としても非常に多いですし、市町村によっては、これをすべて満たして取り組んでいくのは難しいとか、負担が大きいということが当然それぞれあると思いますので、それぞれの実態に即して、また、必要性に応じた形で項目を取捨選択して、どこから取り組むかという一定の優先順位をつけた形で各市町村には取り組んでいただきたいと考えまして、そのための具体的なワークシートが12ページのワークシートになります。そこにありますように、目指す姿、機能等というのは、先ほど見ていただいた項目に対応する部分になるわけですが、その右側に現状の評価、そして、今現在取り組んでいる内容、機能、課題はどんなことがあるのかということを書く欄を設けまして、優先順位をつけ、具体的な目標を定めて取り組んでいっていただく、実際にその作業をしていただく中でどのような課題があるだろうかということを経験しながら取り組んでいっていただきたいということでございます。

これを、道の事業で21の圏域に配置している地域づくりコーディネーターという方がいらっしゃいますので、そのコーディネーターを中心として各市町村に対して働きかけをしていただき、それぞれの実情に応じた中で地域づくりに取り組んでいただ

くことを^{かんが} えております。

以上が^{いじょう}地域^{ちいき}づくりの^{すいしん}推進という^{ぶぶん}部分になります。

次に、^{つぎ}資料^{しりょう} 5－2 を^{らん}ご覧いただきたい^{おも} と思います。

^{はたら}働く^{しょう}障がい者^{しゃおうえん}応援^{がいよう}プランの^{がいよう}概要^{ほんたい}ということで、^{ほんたい}本体については30ページから40ページほどある^{あつ}厚いものになっております。ここでは^{がいようばん}概要版^{かんたん}ということで^{かんたん}簡単に^{せつめい}ご説明^{せつめい}をさせていただきます。

1ページ目に^め計画^{けいかく}の^{せい}性格^{せいかく}というところがありますけれども、^{だい}第2期^き北海道^{ほっかいどう}障がい^{しょう}福祉^{ふき}計画^{けいかく}を平成21年度から23年度までの^{ねんかん}3年間^{ねんかん}のものとして、^{さくねん}昨年^{さくせい}、作成^{さくせい}したわけですが、その^{しゅうろうしえんぶもん}就労支援部門^{こべつけいかく}の個別^い計画^ちという^い位置^ちづけになります。^{げんこう}現行^{げんこう}のものとしては、^{はたら}働く^{しょう}障がい者^{しゃおうえん}応援^{がいよう}プランがあるわけですが、そこに^{いっばんしゅうろう}一般就労^{かん}に関する^{しきく}施策^{くわ}を加えて、^{しん}新・北海道^{ほっかいどう}働く^{しょう}障がい者^{しゃおうえん}応援^{がいよう}プランということで^い位置^ちづけるものになります。

4番目に^{ばんめ}計画^{けいかく}期間^{きかん}とありますが、平成22年度から23年度までということで、^{いちおう}一応^{いちおう}は2年間^{ねんかん}ということになります。ただ、^{とうぜん}当然^{ちゅうちようきてき}、中長期^{ちゅうき}的な^{かんてん}観点^たに^{しきく}立つ^{しきく}施策^{しめ}もありますので、そういうものについても^{しめ}示すものとなっております。

4ページを^{らん}ご覧いただきたい^{おも} と思いますが、^{けいかく}計画^{すいしん}推進^{ぐたいてき}のための^{ほうさく}具体的^{ほうさく}な^{ほうさく}方策^{ほうさく}ということで、^じちょっと^{こま}字^{きようしゆく}が細^{きようしゆく}かくて^{きようしゆく}恐^{おそ}縮^{おそ}ですけれども、それが^{ぜんたい}全体^{たいけい}の^{たいけい}体系^{たいけい}になっております。^{しょう}障がい^いがあっても^い生き^い生き^{はたら}と^{はたら}働く^{ちいき}ことのできる^{ちいき}地域^{しゃかい}社会^めづくり^めを目指^めして、^{きほん}基本^{きほん}方針^{ほうしん}として^{よつ}四つ^{かか}掲^{かか}げております。そこに^か書^かかれてい^かるとおりですけれども、それぞれの^{きほんほうしん}基本^{そく}方針^{すいしん}に^{ほうさく}即^{ほうさく}して^{ほうこうせい}推進^かの方^か策^かとその^{ひと}方向^め性^{どうみん}が^{きぎょう}書^{きぎょう}かれております。一つ目の^{ひと}道民^め、^{きぎょう}企業^{きぎょう}など^{きぎょう}の^{きぎょう}応援^{しゅうろうしえん}体制^{せつきよくてき}づくりの^{しゅうろうしえん}ところの^{せつきよくてき}③に、^{しゅうろうしえん}障がい者^{しゃじょうれい}条^{もと}例^{あら}に^{すいしんたいせい}基^{すいしん}づく^{たいせい}新^{たいせい}たな^{たいせい}推^{たいせい}進^{たいせい}体^{たいせい}制^{たいせい}の^{かくりつ}確^{かくりつ}立^{かくりつ}という^{かくりつ}こと^{かくりつ}で、^{しゅうろうしえん}指^{しゅうろうしえん}定^{せつきよくてき}法^{せつきよくてき}人^{せつきよくてき}制^{せつきよくてき}度^{せつきよくてき}の^{せつきよくてき}導^{せつきよくてき}入^{せつきよくてき}が^{せつきよくてき}盛^{せつきよくてき}ら^{せつきよくてき}れて^{せつきよくてき}お^{せつきよくてき}り^{せつきよくてき}ま^{せつきよくてき}す。就^{しゅうろうしえん}労^{せつきよくてき}支^{せつきよくてき}援^{せつきよくてき}に^{せつきよくてき}積^{せつきよくてき}極^{せつきよくてき}的^{せつきよくてき}な^{せつきよくてき}企^{せつきよくてき}業^{せつきよくてき}を^{せつきよくてき}指^{せつきよくてき}定^{せつきよくてき}し^{せつきよくてき}ま^{せつきよくてき}し^{せつきよくてき}て、^{せつきよくてき}そ^{せつきよくてき}の^{せつきよくてき}法^{せつきよくてき}人^{せつきよくてき}を^{せつきよくてき}中^{せつきよくてき}心^{せつきよくてき}と^{せつきよくてき}し^{せつきよくてき}て^{せつきよくてき}民^{せつきよくてき}間^{せつきよくてき}ノ^{せつきよくてき}ウ^{せつきよくてき}ハ^{せつきよくてき}ウ^{せつきよくてき}を^{せつきよくてき}活^{せつきよくてき}用^{せつきよくてき}し^{せつきよくてき}た^{せつきよくてき}一^{せつきよくてき}元^{せつきよくてき}的^{せつきよくてき}な^{せつきよくてき}就^{しゅうろうしえん}労^{せつきよくてき}支^{せつきよくてき}援^{せつきよくてき}施^{せつきよくてき}策^{せつきよくてき}の^{せつきよくてき}推^{せつきよくてき}進^{せつきよくてき}を^{せつきよくてき}図^{せつきよくてき}っ^{せつきよくてき}て^{せつきよくてき}い^{せつきよくてき}き^{せつきよくてき}た^{せつきよくてき}い^{せつきよくてき}と^{せつきよくてき}考^{せつきよくてき}え^{せつきよくてき}て^{せつきよくてき}お^{せつきよくてき}り^{せつきよくてき}ま^{せつきよくてき}す。

それから、2番目の^{ばんめ}福祉^{ふき}的^{ふき}就^{しゅうろうしえん}労^{せつきよくてき}の^{そこあ}底^{そこあ}上げ^{そこあ}というところですが、2番目の^{ばんめ}製^{せい}品^{ひん}等^{せいひん}の^{はんろかくだい}販^{はんろかくだい}路^{はんろかくだい}拡^{はんろかくだい}大^{はんろかくだい}というところに、^{じぎょう}マ^{じぎょう}ッ^{じぎょう}チ^{じぎょう}ン^{じぎょう}グ^{じぎょう}事^{じぎょう}業^{じぎょう}の^{じぎょう}充^{じぎょう}実^{じぎょう}、^{きかい}マ^{きかい}ッ^{きかい}チ^{きかい}ン^{きかい}グ^{きかい}機^{きかい}会^{かい}の^{かくだい}拡^{かくだい}大^{かくだい}とあります。これは、^{じゅさんじぎょうしよ}授^{しゅうさん}産^{じぎょうしよ}事^{しゅうさん}業^{じぎょうしよ}所^{しゅうさん}で^{しゅうさん}ど^{しゅうさん}の^{しゅうさん}よ^{しゅうさん}う^{しゅうさん}な^{しゅうさん}商^{しゅうさん}品^{しゅうさん}あ^{しゅうさん}る^{しゅうさん}いは^{しゅうさん}サ^{しゅうさん}ー^{しゅうさん}ビ^{しゅうさん}ス^{しゅうさん}を^{しゅうさん}扱^{しゅうさん}っ^{しゅうさん}て^{しゅうさん}い^{しゅうさん}る^{しゅうさん}か^{しゅうさん}と

というのが企業の方になかなか認知されていなかったりということが多いので、できるだけそういった情報をホームページ等を通じて紹介する中で、できるだけ安定的な受注に結びつけるということを考えております。

そして、3番目が一般就労の推進ということで、①のところには、地域における就労支援ネットワークの充実強化ということが盛られております。

そして、4番目に、多様な就労の場の確保とありますけれども、その一つとしては、③のところに、新たな事業になりますけれども、ITを活用した在宅就業の推進が盛られております。

主な取り組みにつきましては、5ページ以降に、企業認証制度・アクション2010～2011の取り組み、指定法人制度、マッチング事業、ITを活用した在宅就業支援事業ということで書かれておりますので、参照いただければと思います。また、後半の方には、字がちょっと細かいのですが、図解したものがありますので、ご覧いただければと思います。

以上が就労支援の取り組みになります。

そして、三つ目の主な施策が権利擁護になります。

資料5-4の北海道障がい者条例に基づく各委員会等でご説明をさせていただきます。

障がい者条例の第3章に、虐待の禁止、差別の禁止、不利益扱いの禁止ということで、当然、条例に書かなくてももちろんやってはいけないのですが、改めて禁止規定を盛り込んでおります。その盛り込んだ規定を実際にどのように担保するのか、あるいは、具体的にそういうことが起こってしまったときにどのように救済を図るのか、対処するのかということで、それを図にしたものが資料5-4になります。

中心に見ていただきたいのが真ん中あたりの大きな四角になりまして、〇〇圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会と書かれております。これが、北海道の14の圏域に一つずつ、この4月に設置するものになります。この地域づくり委員会を中心として、差別、虐待、あるいは暮らしづらさといったことについて取り扱っていくという体制をつくるということで、現在、この地域づくり委員会の組織に向けて、委員の

任用の関係など準備を進めているところになります。

中身を見ていただきますと、今ご説明したように、14圏域に設置いたします。そして、差別や虐待及び権利擁護に関するほか、障がい者の暮らしづらさ等についても協議することになります。これは大きく二つに分かれると思いますが、具体的に住民の申し立てに基づく取り扱いが一つと、もう一つは申し立てに基づかないもので、例えば、四角の下に地域づくりコーディネーターとありますけれども、コーディネーターが地域の課題として考えているようなことを、特に申し立てはなくても、この地域づくり委員会で課題の解決に向けて協議するというように、大きく二つの取り扱いがあります。

事務局については、各保健福祉事務所の社会福祉課に置きます。

それから、委員会は、委員長に当たる人が、その下に地域づくり推進員という図がありますけれども、この地域づくり推進員というのが委員長に当たる方で、この方を中心として10名の方に委員として組織していただきます。障がいの当事者の方、地域住民の方、学識経験者、関係行政機関の職員ということになります。障がいの当事者の方、あるいは地域住民の方については、公募をすることによって、もう公募の期間は過ぎましたが、3月10日まで、それぞれの支庁で公募をいたしまして、決定するという事になっております。

地域づくり推進員のところにちょっと書いてありますけれども、委員長の立場になりますので、委員会を招集、総理いたします。それから、例えば虐待に遭った、差別に遭ったといったような申し立てについては、基本的には、差別をしたとされる方と当事者同士の話し合いの中で第三者的に公正・中立な立場でこの地域づくり委員会がかかわる中で円満に解決に向けて運んでいくことが一つの方角性ではあるのですが、そのような場合も出てきます。そのような場合には、右側に書かれていますように、指導や知事による勧告、あるいは、それでも改善が見られない場合には、勧告内容を公表するといった手段も地域づくり推進員の権限として位置づけられています。さらには、地域づくり委員会で解決できない場合には、その上に四角が書かれておりまして、北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部とありますが、

そちらに審議を求めるということになっております。

当然、具体的に申し立てがあった、不利益な扱いを受けた、差別を受けたという場合には、それが事実なのかどうか、あるいは、自ごろの生活の状況はどうなのか、近隣との関係はどうなのかといった実態について把握する必要がありますので、調査が必要になってまいりますし、住んでおられるところの市町村と密な連携を図る中でそういう確認をさせていただいたり、今後、具体的に進んでいく方向性についても協議させていただくということが十分考えられることになります。そこで、その下のところに市町村と書かれておりますけれども、従来から市町村で取り組んでいただいている相談支援の取り組み、自立支援協議会ということで、個別の相談を背景とした地域の課題について協議する場の中に、この調整委員会ということで権利擁護について取り扱う機能を持たせていただくということで、市町村の方にもバックアップをしていただく中で密に連携をして進めていきたいと考えております。

それから、地域相談員と書かれておりますけれども、これは、道で従来から配置させていただいている身障の相談員、知的の相談員の方に、この条例に基づく権利擁護についても確認的に、今までもそうだったと思いますけれども、改めて取り組んでいただく、取り組んでいただくということで位置づけをしまして、連携をしていく中で具体的な問題の解決を目指していきたいということでございます。

そのようなことで、4月から14圏域に一つずつ地域づくり委員会を設置いたします。そして、道の本庁には推進本部を設置いたしまして、障がい者の権利擁護について具体的に担保を図るための取り組みを進めていくことになっております。この場を借りまして、皆様方にもぜひご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

また、多くの方がこの道の取り組みについて承知していただいて、何かあったときには相談する場があるということを知っていただけるように、周知などについてもご協力をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

4月から本格的に動き出します北海道障がい者条例についての概要と、条例に基づく就労支援の推進計画について、それから、各地域で権利擁護などを具体的に

すすめるための仕組みについてご説明をいただきました。

この機会ですので、もし何かご質問等がございましたら、委員の皆さんからお出しただけだと思います。

○大友委員 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

従来、障がいを持つ方たちの権利擁護に関連する制度の一つとしては、福祉サービス運営適正化委員会がありまして、不十分ながらも、適正化委員会でも差別や虐待等々に関連する事案について、場合によっては調査をし、場合によっては知事まで報告をするといったこともあったわけですが、4月以降、この条例が具体的に施行されるに伴って、その辺の役割分担はどんな感じになっていくのでしょうか、お教えいただきたいと思います。

○北海道（豊枝障がい者保健福祉課主査） 従来からある制度については、それはそのまま今後についてもそれぞれの取り組みということでなされるかと思いますが、新しく道が条例に基づいてこのような取り組みをするということになりますので、それぞれの地域づくり委員会で出てきた事案に応じた形で、必要に応じて協議あるいは連携を図っていくということになるかと思いますが。

例えば、虐待などで、本当にひどい、生命や身体に危険が及ぶという場合には、すぐに警察へということになるわけですし、従来の既存のものについては、当然、それは前提としてそこと連携、協力する形で新たに道としてやっていくということになります。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問やご意見はございますか。

○山内委員 権利擁護の一般就労ということで、これからいろいろな一般企業などにも働きかけて拡大されていくということです。うちは肢体不自由ですが、例えば身体の方たちでも、道の方でちょっとしたお手伝いをしていただくことによってお仕事をすることが可能な方もいます。違ったらごめんなさい、うちの娘も、試験を受けたいかなと思ったときに、1人で通勤ができればならないとか、職場に身体介護をする方が入ってはいけないというような条件があったのですが、これから道が

条例という形で進めていかれる中で、道自身としてどういうふうな考えがあるのでしょうか。一般企業なり民間の方でやっていくのであれば、やはり、道の方もそのあたりを少し考えていただくというか、先を行っていただかなければならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○北海道（豊枝 障がい者保健福祉課主査） 道の職員なり臨時職員なりの雇用に関してという部分ですね。済みません、その辺については、人事サイドの話で、道庁として雇用するという部分になりますので、ちょっと把握しておりませんでした。当然、それについても道としての取り組みと関連させる中でどうするかという議論が出てきてしかるべきだと思いますし、今後については、先ほど函でご説明しました地域づくり推進本部が道の本庁にできまして、ここに書かれておりますように、本部員には各部長が構成員になっております。ですから、労働の部長も入りますし、総務の部長も入ります。ですから、そういう中で、道として雇用の面でこういうことが課題なのではないかということが協議されるという一つの契機になりますので、今後、心してというか、道としてもやっていく必要があると考えております。

○山内委員 ぜひ、やっていただきたいと思います。

多分、これは今回だけではなくて、前から当事者の方からいろいろお話が出ています。そういう方はたくさんいらっしゃると思いますので、そこを考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

では、廣岡委員、お願いします。

○廣岡委員 資料5-4で、市町村の欄に地域相談員とあるわけですが、現在も市長から任命された者がいますね。それ以外に、今度は道が指名する者もできるのですか。

○北海道（豊枝 障がい者保健福祉課主査） ここに書かれておりますように、先ほどもお話ししましたとおり、従来の身障相談員と知的相談員の方が基本になります。ただ、施行規則で、そのほか障がい福祉に関する識見を有する者を新たに任命することができるとうたっておりますので、今後は、従来の身障相談員、知的相談員

の方以外にも必要に応じた形で委嘱をお願いすると。そういう土台はできたので、そういうことになります。ただ、今スタートする時点では、具体的にこの圏域にはこういう人がいるからというところまで話は進んでいなくて、地域相談員としては、身障相談員、知的相談員、従来の方にはまず基本としてやっていただくということで4月はスタートいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○千貝委員 資料5-4に差別や虐待とあって、虐待はわかるのですが、差別をする方の人は職場とか学校とかを対象にお考えなのでしょうか。それとも、例えば隣のおじさんが差別したとか、そういうものも含まれるのですか。

○北海道（豊枝障害者保健福祉課主査） 特に制限はありませんので、すべて含まれます。

○千貝委員 ありがとうございます。

○田中会長 ほかにいかがでしょうか。

佐川委員、お願いします。

○佐川委員 この北海道障がい者条例は、特に千葉県に続いて北海道が日本でも先駆的にとり行われているわけですが、北海道障がい者条例を読むと、本当にこのとおりやっていたければすばらしい条文なのだろうと思います。しかし、実際に細部にわたった細かいいろいろなことが起きるのだろうと思います。そういう細部にわたる検討委員会なり審議会ももちろんつくるだろうし、具体的な施策について各市町村にも下ろしてやっていくのだろうと思います。例えば、視覚障がい者で言うと、視覚障がい者は白杖をついてまちを歩くわけですが、昔は、白杖をついて歩くと、皆さんも、目の見えない人がまちを歩いていて大変だろうということで、その人が歩いているところはできるだけぶつからないようにどけてくれました。ところが、最近はどうしてくれないのです。ぶつかっても平気な顔をして、「済みません」とも言いません。障がい者の方から「済みません」となっていくのです。特に、若い方はぶつかっても、平気な顔をして、「ちえっ」といって行くわけです。そういうことで、白杖を持ってい

る方は、例えばお年寄りあるいは視覚障がい者だという周知徹底のような教育のようなことも含めた北海道障がい者条例にしていきたいと思いますとおもっております。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、事務局から少し補足の説明があるということです。

○事務局（天田障がい福祉課長） 時間も押しておりますが、若干補足をさせていただきます。

この北海道障がい者条例が施行されますと、次に、札幌市としてこれをどう受けとめて、どういうふうに進捗するかということが当然問われます。本日につきましては、まずは条例の趣旨を皆様に知っていただくところからスタートしましたが、22年度につきましては、これを咀嚼して、札幌市としてどう取り組むかということにつきましてもご議論いただければとおもっております。

なお、今回の条例の大きな柱が3点ございますが、それぞれにつきまして、札幌市としましては、道内の市町村の中では先駆的に取り組みをさせていただいている分野は大きいとおもいます。まだまだというところもありますので、そういった面でさらに改善をしていく意味で推進していこうと考えておりますが、これまで進めてきました施策の軸を大きく変えるということではなくて、これまでの取り組みを継続して実施していく中で道条例を札幌市においても実行あるものにするための協議をしていきたいという観点で考えていきたいとおもっております。

特に、権利擁護、虐待防止につきましては、今回、北海道から新しい仕組みが提案されましたが、まずは市内で発生した事案につきましては速やかに対応するということが第一です。札幌市といたしましても、これまでここ数年間でさまざまな事件が障がい者福祉関係でもありましたし、児童虐待、高齢者虐待も少なからず起きているという実態があります。その中で、札幌市としましては、区保健福祉部に個別支援主査、これは係長職なのですが、これを21年度に配置しまして、市民から通報があった場合、そのような情報があつた場合は速やかに対応していくという体制をとらせていただいております。これを軸としまして、速やかな対応をしていくということです。さ

らに、北海道の地域づくり委員会との関係性をどうしていくかにつきましては、まさに虐待が発生した場合の機動的な対応もありますし、その後、地域の問題としてどうしていったらいいのか、これはまさに地域だけではなくて、職場とか、学校とか、さまざまな分野であると思います。それらについてどうしていくかということについて、北海道との協議や連携の場ができていけばなと思っています。

それから、地域づくり委員につきましては、今回、ガイドラインが示されました。これをどうかみ砕いていくかということですが、私どもの腹案としましては、地域自立支援協議会を設置しております。これは、地域の関係者による協議の場ということになっておりますが、まだ相談支援事業所を中心とした集まりになっておりまして、これをもう少し広げていくということとあわせて、機能分担を特に権利擁護も含めて進めていくとともに、それから、各区ごとに地域部会を設けていきたいということで、その作業をしておりますが、22年度につきましては、このガイドラインをもとにしまして自立支援協議会でご議論いただきたいと思います。

きょう、豊枝主査からご説明いただきましたガイドラインは、そのあるべき姿、そのためにどんな施策を打ったらいいのかということがありましたが、さらに、今、札幌市としてはどの辺に立ち位置があるのか、どういうふうに進めていくかということにつきまして、我々職員だけがつくるのではなくて、関係者のご意見もいただきながら、それを見つめ直すという作業をしたいと考えております。

それから、この条例については、私どもも広報活動をしているという段階ではございません。我々もまだ十分認識していない段階ですので、22年度につきましては、札幌市としてこの道条例を市民の方にどのように知っていただくかというような取り組みも必要だと思っています。これにつきましては、地域自立支援協議会の場でご議論いただいて、何らかの広報活動もできればと思っています。

最後に、就労支援につきましては、今日の資料にも入れさせていただきました来年度予算の中でも、例えば元気ショップの拡充、元気カフェの整備、その他、就労に結びつくような札幌市独自の施策を打っております。この中で、今回、北海道が打ち出しておられます事業ですね。例えば、企業認証制度とかマッチング事業について

は若干かぶりがあります。これについては、北海道は北海道、札幌市は札幌市という
ことではなくて、連携をとる形で進めていくというふうに整理していきたいと思っ
ております。就労支援につきましても、昨今の経済情勢の中で非常に厳しいもの
がありますが、札幌市として地域の特性をかんがみながら打ち出しができるような事業
があれば、引き続き考えていきたいと思っております。

もう一点、相談員につきまして、先ほど廣川委員からご質問がございましたが、今
のところ、私どもとしましては、札幌市として委嘱をさせていただいております身体
障がい者相談員が88名、知的障がい者相談員が20名いらっしゃいます。今回
につきましては、各相談員に同意をいただきましたら北海道に推薦するという形に
しておりますが、年度内の作業が非常に厳しいということもございまして、間に合わな
かった場合につきましては、4月以降についても追加推薦をさせていただきたいと思っ
ております。また、その他の精神障がいの方々や難病の方々についての相談員制度
に公的な制度がないものですから、今のところは推薦という形をとっておりませんが、
身体障がい者、知的障がい者相談員以外の方についても人選をして推薦をさせ
ていただくというふうに考えていると思っております。これにつきましては、関係団体
の方々とご相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

条例の施行を契機として、札幌市の方角性や取り組み課題についてお話しいただき
ました。

今の説明も含めて、何かご質問やご意見はございますか。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中会長 それでは、最後の議案になりますが、(6)の発達障がい支援施策概要
の作成について、事務局からお願いします。

○事務局(吉森発達障がい担当係長) 発達障がい担当係長の吉森と言
います。

この件^{けん}につきまして、私^{わし}の方^{ほう}からご説明^{せつめい}をさせていただきます。

まず、説明^{せつめい}に使う資料^{しりょう}でございますが、資料^{しりょう}6-1、6-2、6-3と、本日^{ほんじつ}新たにお配^{くば}りいたしました、資料^{しりょう}番号^{ばんごう}はついておりませんが、A3とA4の3枚^{まい}セットのものの4種類^{しゅるい}を使^{つか}わせていただきます。

では、早速^{さつそく}、説明^{せつめい}に入^{はい}ってまいります、支援^{しえん}施策^{しき}概要^{がいよう}に入^{はい}る前に、まず、発達^{はつたつ}障^{しょう}がいについて、発達^{はつたつ}障^{しょう}がいとはどういうことを言うのかということにつきまして少し触^ふれていきたいと思^{おも}います。

発達^{はつたつ}障^{しょう}がいは、1980年代^{ねんだい}、今^{いま}から30年^{ねん}ほど前^{まえ}より提^{てい}唱^{しょう}されてきた新^{あた}しい概念^{がいねん}の障^{しょう}がいの呼^よび名^なというふうに言^いわれますが、最近^{さいきん}は、新聞^{しんぶん}や雑誌^{ざっし}、そして子^こ育て^{そだて}の書籍^{しよせき}にも発達^{はつたつ}障^{しょう}がいという言葉^{ことば}が出てきております。既^{すで}に皆^{みな}様^{さま}にも聞^ききなれてきた感^{かん}じがおありかと思^{おも}いますが、資料^{しりょう}6-1をご覧^{らん}ください。

中^{なか}ほどに図^ずがありますが、この図^ずは、厚^{こう}労^{ろう}省^{しょう}が発^{はつ}行^{こう}しているパンフレットの写^{うつ}しになっております。四角^{しかく}い綱^{あみ}かけの中^{なか}に、大^{たい}変^{へん}見^みづらくて申^{もう}しわけないのですが、広汎^{こうはん}性^{せい}発達^{はつたつ}障^{しょう}害^{がい}というふうに書^かいてあります。この広汎^{こうはん}性^{せい}発達^{はつたつ}障^{しょう}害^{がい}は、自閉^{じへい}症^{しょう}とアスペルガー^{しょうこうぐん}症^{しょう}候^{こう}群^{ぐん}、アスペルガー^{しょうこうぐん}障^{しょう}害^{がい}とも言^いいますが、これ^こが含^{ふく}まれております。自閉^{じへい}症^{しょう}の方^{かた}は、特^{とく}徴^{ちよう}といたしましては、コミュニケーションがとりづらかったり、社会^{しゃかい}性^{せい}に難^{なん}があつたり、興^{きよう}味^み関^{かん}心^{しん}の限^{げん}定^{てい}とこだわり、こういって大^{おお}きな三^{みつ}つの特^{とく}徴^{ちよう}があり、人^{ひと}によっては大^{おお}きな差^さがあるようでございますが、比^ひ較^{かく}的^{てき}言葉^{ことば}のおくれが少^{すく}ないと言^いわれるアスペルガー^{しょうこうぐん}障^{しょう}害^{がい}あるいは症^{しょう}候^{こう}群^{ぐん}がございします。自閉^{じへい}症^{しょう}の一部^{いちぶ}には、知^ち的^{てき}な遅^おれを伴^{ともな}うということも言^いわれております。

その広汎^{こうはん}性^{せい}発達^{はつたつ}障^{しょう}害^{がい}の枠^{わく}の右側^{みぎがわ}に薄^{うす}く四角^{しかく}で囲^{かこ}んでありますところは、注^{ちゆう}意^{いうい}欠^{けつ}陥^{かん}多^た動^{どう}性^{せい}障^{しょう}害^{がい}、いわゆるADHDと言^いわれるものですが、注^{ちゆう}意^{いうい}が持^じ続^{ぞく}しづらい、動^{うご}きが多い、衝^{しょう}動^{どう}傾^{けい}向^{こう}が見^みられるというものです。その下^{した}に、学^{がく}習^{しゅう}障^{しょう}害^{がい}、LDと言^いいまして、読^よみ、書^かき、算^{さん}数^{すう}の障^{しょう}がいが含^{ふく}まれております。これらのほかにも、これに類^{るい}する脳^{のう}機^{きの}能^{のう}障^{しょう}害^{がい}、症^{しょう}状^{じょう}は幼^おいときにおいて発^{はつ}現^{げん}するもの、つまり、一^{いつ}たん成^{せい}長^{ちよう}とともに発達^{はつたつ}した後^{あと}にできなくなったのではなくて、幼^{よう}少^{しょう}期^きからその特^{とく}徴^{ちよう}が出^でているということです。これらのことは、平成^{へいせい}17年^{ねん}の発達^{はつたつ}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}支^し援^{えん}法^{ほう}の中^{なか}にも

定義づけられておりますが、その支援法が施行された後、これに基づきまして、国レベル、そして地方自治体でも取り組みがスタートしております。

次に、札幌市の取り組みの経過についてお伝えしたいと思います。

同じ1ページの下の部分になりますが、札幌市は、発達障害者支援法が施行されると同時に、発達障害者支援体制整備事業として、支援機関の関係者に集まっていただく連絡会議を設置しました。

それが、裏面の2ページの図の中にあります。横に太い矢印がありますが、札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議でございます。この会議は、発達障害者の当事者や親の会の方々、そして、医療、保健、福祉、教育、就労等、およそ8分野の多くの内部、外部の方々に集まっていただくもので、発達障害者の支援のシステムをつくっていく会議と位置づけております。そして、その図に示しておりますとおり、下に複数の部会があります。横には、縦長に札幌市発達障害者支援庁内検討会議とあります。これは、札幌市としての発達障害に関する施策を考え、決定していく機関というふうにして設置しております。

部会に戻りますが、各部会は、発達障害者のライフステージごとの設定をしております。早期発見・早期療育部会、地域生活・就労部会、これはプロジェクトチームを持っております。社会適応部会、ネットワーク作り部会、そして、人材育成勉強会、これは部会としては予定ということにしております。

ここでは、年間のテーマを決めております。地域の現状と課題、問題を話し合いまして上部の連絡会議に報告する、そういった組織体制としております。

この連絡会議では、平成20年3月に、平成17年度から19年度までの3カ年の事業のまとめとしまして報告書を作成しました。この中には、当事者、それから親の会の方々からのご意見、そして、地域の支援機関からの現状に関する情報、さまざまな職種からの課題、問題、そういった意見が反映されたもので、各部会における課題と問題の提言という内容の報告書になっております。今回、支援施策概要を作成するに当たりましてベースとなっているものでございます。

では、発達障害者支援施策の作成ということで、その目的と内容についてのご説明

に入りますが、この概要につきましては、これは計画ではなく、関連事業を体系化したものでございます。障がい者に関する基本的な計画は、札幌市障がい者保健福祉計画として、札幌市の場合、平成15年に策定されておりますが、当時はまだ発達障がいという概念も一般的ではなかったため、この計画には入ることができませんでした。そういった背景でございます。次回の改正時には発達障がいの分野もぜひ計画として含めていきたいと考えておりまして、そのための準備ということで、今回、まとめております。ライフステージごとの課題と対応策、そして対象者に対する施策、施策に関連する事業ということを一覧表にまとめようと、今はその作業の途中段階でございます。

では、資料6-2をご覧ください。

これも、大変字が小さく、見づらく、申し訳ございません。全体のつくりを見ていただければと思います。上から、発達障がいに早期に気づいて、その子どもに応じたかかわりの支援をしていくための施策と関連事業を記載しております。それから、早期支援がありまして、半分から下のところが地域生活・就労支援の施策と関連事業です。ここは、大きく地域生活と就労に分けております。そして、2ページ目の上から少し下のところにネットワーク支援とあります。これは、子どもの時期から大人までの一貫した継続的な支援を受けやすくするためのツール開発、それから、保育園、幼稚園、学校の連携に関する内容となっております。最後に、下の方に社会適応とあります。これは、著しく社会不適応を起こした青少年、触法行為をした青少年が地域に戻ってくる際の支援内容となっております。

もう少し文字を大きく見やすくするために、資料6-3を作成しております。これは、基本施策と対象者、施策について載せております。一貫したものについては、子どもから大人までの継続した支援を目指すということになっております。どのような関連した事業があるかということにつきましては、3ページからになります。3ページから発達見・早期支援ということで始まっておりますが、早期に気づくことと子どもの様子に合わせた育児、かかわりをするのがとても大事であるという押さえの上で、親御さんを初めとする養育者の方々への困り感に応じた育児支援を目指しております。

発達障がい^{はったつしょうがい}は、ほかの疾患^{しっかん}と違う^{ちが}ところがございます。症状^{しょうじょう}に気づいた次のステップが必ずしも医療機関^{いりようきかん}に受診^{じゅしん}して診断^{しんだん}を受けるということではないということです。それは、現段階^{げんだんかい}におきまして発達障がい^{はったつしょうがい}を治す治療法^{なおりょうほう}が見つからないという状況^{じょうきょう}にあります。しかしながら、これまでの経験^{けいけん}から、そのお子さん^この症状^{しょうじょう}に応じた^{おう}かかわりを継続^{けいぞくてき}的にすることで発達^{はったつ}を促^{うなが}していける、二次^{にじてき}的な障がい^{しょうがい}も生むことなく成長^{せいちょう}を促^{うなが}していけるということもわかっております。日常的^{にちじょうてき}な生活^{せいかつ}の中で、育児支援^なにかかわる分野^{いくじしえん}が発達障がい^{はったつしょうがい}支援^{しえん}の大きな焦点^{しやうてん}になっていくものと考^{かんが}えております。

資料^{しりょう}の一部^{いちぶ}をご説明^{せつめい}いたします。

同じく3ページですが、基本^{きほんてき}的方针^{ほうしん}1の「早期^{そうき}に気づく」の関連事業^{かんれんじぎょう}といたしましては、上^うから、障がい福祉課^{しょうがいふくしきゃく}所管^{しぎょう}の事業^{じぎょう}でございます。障がい者相談支援事業^{しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう}、障がい児等療育支援事業^{じとりよういくしえんじぎょう}、各区保健センター^{かくくほけん}の母子健康手帳^{ぼしけんこうてい}の交付^{こうふ}、そして、妊婦支援相談事業^{にんぶしえんそうだんじぎょう}、妊産婦健康相談^{にんさんぶけんこうそうだん}と電話相談^{でんわそうだん}、保育指導課^{ほいくしどうか}では、地域子育て支援センター^{ちいきこそだしえん}事業^{じぎょう}以下^{いか}二つの事業^{じぎょう}など、各区健康・子ども課^{かくくけんこう}、保育子育て支援課^{ほいくこそだしえんか}、児童相談所^{じどうそうだんじょ}、そして幼児教育センター等^{ようじきよういく}の事業名^なと内容^{じぎょうめい}を記載^{ないよう}しているものになっております。これらの関連事業^{かんれんじぎょう}は、決して発達障がい^{はったつしょうがい}に特化^{とっか}したものではありませんが、発達障がい^{はったつしょうがい}の人たち^{ひと}も含ま^{ふく}れる、あるいは利用^{りよう}できる事業^{じぎょう}となっております。

17ページからは、地域生活・就労支援^{ちいきせいかつしゅうろうしえん}ということです。発達障がい^{はったつしょうがい}における若者^{わかもの}の地域生活^{ちいきせいかつ}への支援^{しえん}、就労支援^{しゅうろうしえん}というのは、まだまだ支援期間^{しえんきかん}の歴史^{れきし}も浅く、経験^{けいけん}もまだ不十分な状態^{ふじゅうぶんじょうたい}にあります。課題^{かだい}も十分に整理^{じゅうぶんせいり}されていない状況^{じょうきょう}にあると言えます。今後の支援^{こんごしえん}の充実^{じゅうじつ}を目指^{めざ}さなければいけない状況^{じょうきょう}でございます。

それから、19ページの就労準備^{しゅうろうじゅんび}ですが、就労^{しゅうろう}については三つに分けております。それから、20ページのマッチングは、仕事^{しごと}にで^あ会^あうというところの支援^{しえん}でございます。そして、22ページが就労継続^{しゅうろうけいぞく}の支援^{しえん}について、24ページはネットワークです。これは、子どもの時期^こから大人^{おとな}になるまで、あるいは大人^{おとな}になってからも継続^{けいぞく}した支援^{しえん}を受けやすくするための伝達ツール^{でんたつ}作成^{さくせい}と効果^{こうか}的な活用^{かつよう}を目指^{めざ}しております。そして、28ページには社会適応^{しゃかいてきおう}です。これは、発達障がい^{はったつしょうがい}のある青少年^{せいしょうねん}が、施設退所後^{しせつたいしよご}、地域^{ちいき}

社会に戻って生活するにあたっては、家庭を初めとする地域社会に戻るための支援が確実に必要になります。少年が適応できるよう、きめ細かな支援ができるシステムが望まれるということで関連事業を載せてございます。

今回、全体をご説明するには少しボリュームがありまして、時間の関係上できませんでしたが、今後、お気づきの点などございましたら、意見もお寄せいただきまして、教えていただきたいと考えております。

最後に、資料番号はついておりませんが、ライフステージに応じた支援機関マップということで、3種類、少しご説明いたします。

これは、当事者の方々や親の会のメンバー、関係機関からの要望がずっとありまして、支援マップも現在あわせて作成しております。A3判の方は、縦軸に保健、医療、福祉、教育という分野に分けております。横軸は、出産から年齢ごとに成長段階、成人35歳までを示しております。保健、医療の部分では、期間、事業を載せておりまして、例えば各区の保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、福祉の部分では札幌市自閉症・発達障がい支援センター、児童福祉総合センター、そして、子育てに関する部分です。それから、教育のところでは、学校教育に関連して幼児教育センターも含めております。その他としましては、親の会、大学等の相談機関も載せております。

これは、自分が、そして自分の子どもが心配なときに、ぱっと開いて、どういう機関がどういうことをやっているかを知りたいということに対応したマップになっております。

そして、A4判が2枚ほどありますが、発達障がい就労支援マップにつきましては、就労支援相談をするところはどこですか、障がいと向き合う、そういった支援をしているところはどこでしょうか、それから、障害者自立支援法の中のサービスはどういうものがありますかというところで、これはサービスの入り口を示したものとご理解ください。それから、2ページ目は子育てマップです。これは、相談のできる場所、お母さん同士で地域で交流ができる場所、そして、発達に遅れがあるのだけれどもという方々が入り口となっていくところということでお示ししております。

もう一つ、学齢期におけるマップもありますが、今、教育委員会と検討中のご

います。

以上で、^{わたくし}私^{いじょう}からのご説明^{せつめい}を終わらせていただきます。

○^{たなかかいちろう}田中会 長 ありがとうございます。

^{はつたつしょう}発達障^{しえんしきく}がい支援施策の概要^{がいよう}についてご説明^{せつめい}をいただきましたが、委員^{いいん}の皆^{みな}さんから何か^{なに}ご質問^{しつもん}、ご意見^{いけん}はございますでしょうか。

^{やまうちいん}山内委員、お願い^{ねが}します。

○^{やまうちいん}山内委員 お聞きしたいのですけれども、^{ほいくえん}保育園とか^{ようちえん}幼稚園に行か^いれている^{ようじ}幼児で、ここのネットワークというところに^{ようじきよういく}幼児教 育センターというところがあ^{でんわ}って、電話^うを受けたりして相談^{そうだん}ということですが、こういう方^{かた}たちというのは^{げんば}現場へ行^いってということも^{なに}何かあるのですか。電話^{でんわ}だけの応 対^{おうたい}ですか。

○^{じむきょく}事務局（^{よしもりはつたつしょう}吉森^{たんとうかりちろう}発達障 がい担当 係 長） ^{ようじきよういく}幼児教 育センターも^{きよういく}教 育センターも含^{ふく}めて、来^きていただいて相談^{そうだん}を受けることをやっておりますが、必要^{ひつよう}に応^{おう}じて、出^でかけていって保護者^{ほごしや}と一緒に^{いっしょ}に学校^{がっこう}の先生^{せんせい}とご相談^{そうだん}ということもあるようでございます。特に^{とく}に^{きよういく}教 育センターの職 員^{しよくいん}はそれをやっているようです。^{ようじきよういく}幼児教 育センターの場合^{ばあい}は、^{ようちえん}幼稚園、^{ほいくえん}保育園から^{しょうがっこう}小 学校につなぐ、そういうところの役 割^{やくわり}です。

○^{やまうちいん}山内委員 例^{たと}えば、^{ほいくえん}保育園とか^{ようちえん}幼稚園でそういう方^{かた}がいたときに、^{しょう}障 がいのある子^こというのは、見^みていただかないとわかりません。そういうときに、^{げんば}現場に^{いっしょ}一緒に入^{はい}って何^{なに}か指 導^{しどう}してくださったり、そういうこともあるのでしょうか。

○^{じむきょく}事務局（^{よしもりはつたつしょう}吉森^{たんとうかりちろう}発達障 がい担当 係 長） 今^{いま}取^とり組^くんでいるところがその辺^{へん}なのです。^{ほんとう}本 当に専^{せん}門^{もん}家がいなければ見^み立てもできないし、そのお子^こさんに合^あった対 応^{たいおう}がで^できないということであれば、これは^{はつたつしょう}発達障 がい^{しえん}の支援^{しえん}としましてはなかなか^{ひろ}広 がら^らないし、深^{ふか}まらない状 況^{じょうきよう}かと思^{おも}います。それを少^{すこ}し緩^{かん}和^わするために、例^{たと}えば^{ほいくえん}保育園であれば^{ほいくし}保育士、^{ようちえん}幼稚園であれば^{ようちえんきようゆ}幼稚園教 諭、そして、^{ほけん}保健センターで^{ほいくしなど}保育士等^{かていほうもん}が家庭訪 問^{かてい}をして育^{いく}児相 談^{じそうだん}、育^{いく}児支 援^{じしえん}をしておりますが、家^{かてい}庭では保^ほ健^{けん}師^しということ^で、専^{せん}門 職^{しよく}ではあります^が、より^{はつたつしょう}発達障 がい^{とつか}に特^{とく}化^{けん}した研 修^{けんしゅう}を積^つんで、一^い定^{てい}程度^{ちど}の見^み立てをし^しまして、お母^{かあ}さんへの個^こ別^{べつ}の支 援^{しえん}ができるというところまで^{ひきあ}引き上^あげていき^いきたいとい^いうこ^ことも計 画^{けいかく}しております。

○山内委員 それは、回数に限らず、お母さんが不安を持たなくなるところまで見ていただけるのでしょうか。私たちの患者さんのお母さんからも、身体であっても、通いながらも普通の幼稚園であったりという方たちが多いので、やはり、上辺だけではなくて、納得した指導なり、相談に乗ってくれたり、そこまでやっていただけると……。

○事務局（吉森発達障がい担当係長） そうですね。本当におっしゃることはわかります。そういった体制を目指して今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○山内委員 お願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さんからご質問やご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○田中会長 それでは、次第に用意されている議案については以上で終了いたしました。事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局（天田障がい福祉課長） 最後に、今、お手元に追加で資料を配付させていただきました。

冒頭、村木部長のあいさつの中にもございましたが、本日、政策提言サポーターの皆様から札幌市に対して政策提言書の提出がございました。本日、これを大至急ご用意させていただきましたので、ご覧いただければと思っております。時間の関係で内容を十分にご説明するところまでは至りませんが、この政策提言サポーターにつきましては、平成15年度にスタートいたしまして、任期を2年として、現在でちょうど3期目になりまして、これで3期の活動は終了となります。その集大成として、本日ちょうどいただいたものでございます。

今回は、大きくは防災、住宅、教育、就労という形で、福祉部門だけではなくて、幅広く市政に関するもののうち、障がいのある方々が暮らしにくさを感じているこの4分野について市政の中に反映してほしいという熱い願いを込めていただいたものと考えております。

特に今回は、今配付させていただいたもののうち、佐川委員には大変恐縮ですが、

1 ページから4 ページにかけて^{わたくし}私^{おも}たちの^{きじゆつ}思いを^{かこ}記述して^{かこ}いただいております。過去6
回^{かい}のご^{ていげん}提言を^{なか}いただきまして、この^{なか}中で、^{らいねんどよきん}来年度予算の^{あん}案として^{こんかい}今回^{せつめい}ご説明させて
いただいた^{なか}中^{ぐたいてき}に、^{しょうさい}具体的な^ふ詳細には^{しょう}触れて^{しょう}おりませんが、^{しょう}障がい者等^{しやとうこうしはけんじぎょう}講師派遣事業
が^{じつ}ございます。これも、^{みなさま}実はサポーターの^{ていげん}皆様から^{ないよう}提言を^{ぐたいか}いただいた^{ないよう}内容を^{ぐたいか}具体化する
もので^{じつ}ございます。また、^{しょう}障がい者の^{しや}交通費助成制度^{こうつひじよせいせいど}につきましても、^{さくねん}昨年4月^{がつ}に
サポーターの^{みなさま}皆様から^{ていげん}提言を^{こうつひじよせいせいど}いただいております。^{こうつひじよせいせいど}交通費助成制度につきましても、^{かんけい}関係
団体^{だんたい}の方々とも^{かたがた}十分^{じゅうぶんきょうぎ}協議を^{あた}らせて^{あた}いただいて、^{あた}新しい^{しき}仕組みを^{がつ}4月から^{がつ}スタート
させることに^{じつ}して^{みなさま}ございますが、サポーターの^{みなさま}皆様にも^{とうじしよ}当事者の^{いけん}ご意見を^{うかが}伺う^ば場をつ
くって^{みなお}いただきまして、^{たん}見直し^{さくげん}については、^{かん}単に^{かん}削減する^{かん}ということだけではなく、^{かくじゅう}拡充
という^{ほうこう}方向^{ほうこう}もいいではないかという^{いけん}ような^{じつ}ご意見を^ふ実は^ふいただきました。これらを^ふ踏ま
えまして、^{こうつひじよせいせいど}交通費助成制度の^{あた}新しい^{しき}仕組みをつ^ふくって^ふきて^ふございます。

今回^{こんかい}提言^{ていげん}いただきました^{ないよう}内容につきましても、^{わたくし}私も^{しょう}障がい福祉課^{ふくしか}だけではなくて、^{かくかんけいか}各関係課が^{しゅたいてき}主体的に^{けんとう}検討して^おいくような^おテーマが^{わたくし}多^{わたくし}う^{わたくし}ございますし、^{わたくし}私も^{しょう}障がい福祉課が^ひ引き^{つづ}続き^{にな}担^{ふた}っているという^{ふた}二つが^{ふた}ございます。これにつきましても、
ぜひ、この^{なか}中^{ひと}から^{ふた}一つでも^{ふた}二つでも^{せいさく}政策に^{むす}結び^{むす}つけて^といくような^と取り組みを^{すす}進めてい
きたいという^{おも}ふうに^{おも}思^{おも}っております。

最後に、このサポーターの^{みなさま}皆様は、11 ページに^{かいぎ}ワーキング会議、それから^{たんとうぶきよく}担当部局
との^{いけんこうかんかい}意見交換会^{かいさい}の^{けいか}開催^{じけいれつ}の^の経過を^{ひじょう}時系列に^{せいりよくてき}載せて^{ひじょう}いただいておりますが、^{ひじょう}非常に^{せいりよくてき}精力的
にご^{かつどう}活動^{かつどう}いただいております。こういった^{かたち}形で、^{ほんじつ}本日、^{しちょう}市長が^{ちよくせつ}直接^うお受け^ういたし
まして、^{ぶんていど}30分^{みじか}程度の^{じかん}短い^{じかん}時間では^{こんだん}ございましたが、^{こんだん}ご懇談を^{こんだん}させていただきます、
第3期^{だい}のサポーターの^{みなさま}皆様の^{かつどう}活動の^{しゅうりよう}終了^むに向けた^{かい}会と^{かい}させていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご説明にかえさせていただきます。

○田中^{たなか}会長^{かい} ありがとうございます。

札幌市^{さっぽろし}に^{ていげんしよ}提言書^{ていげんしよ}として^{ていしゆつ}提出^{せいさくていげんしよ}されたばかりの^{せいさくていげんしよ}政策提言書^{せいさくていげんしよ}について^{せいさくていげんしよ}ご説明^{せいさくていげんしよ}を^{せいさくていげんしよ}いた
だきましたが、^{なに}何か^{しつもん}ご質問^{いけん}、^{いけん}ご意見は^{いけん}ございますか。

よろしいですか。

(「なし」と^{はつげん}発言^{もの}する者あり)

○田中会^{たなかかい}長^{ちやう} ありがとうございます。

それでは、最後^{さいご}になりますが、委員^{いいん}の皆^{みな}さんからこの場^ばで何か^{なに}お話しするようなご提案^{ていあん}、ご意見^{いけん}などがございましたらお願い^{ねが}します。

よろしいですか。

(「なし」と発言^{はつげん}する者^{もの}あり)

5. 閉^{へい}会^{かい}

○田中会^{たなかかい}長^{ちやう} それでは、議事^{ぎじ}の進行^{しんこう}にご協^き力^{りき}いただきまして、ありがとうございます
ました。

以上^{いじやう}をもちまして、本日^{ほんじつ}の協^き議^ぎ会^{かい}を終^{しゆう}了^{りやう}させていただきます。

本日^{ほんじつ}はお疲れ^{つか}さまでした。ありがとうございました。

以^い上^{じやう}